

銃砲刀剣類所持等取締法令取扱いに関する訓令

昭和33年10月1日
本部訓令甲第15号

[沿革] 昭和35年5月本部訓令甲第17号、37年11月第19号、38年4月第12号、40年6月第7号、41年12月第15号、45年8月第22号、10月第26号、46年7月第10号、53年8月第7号、56年2月第3号、62年4月第7号、平成4年2月第2号、6年3月第7号、7年7月第7号、10年2月第2号、11年3月第8号、13年3月第2号、15年3月第3号、16年3月第8号、17年10月第9号、18年2月第3号、21年1月第2号、5月第13号、22年3月第1号、23年2月第2号、24年7月第7号、28年3月第6号、28年10月第11号改正

(概要)

この規定は、銃砲刀剣類所持等取締法等に規定する銃砲刀剣類の

- 届出、許可、更新
- 射撃指導員指定・解除
- 射撃場の指定・解除
- 行政処分
- 許可の取消
- 仮領置

等について、必要な事項を定めたものである。